

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月十一日

徳島県人事委員会委員長 坂 田 千代子

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（規則六 一四）の一部を次のように改正する。

別表第一のイ 行政職給料表等級別職務区分表中

警察署の課長

を

に改め、同別表のト公安職給料表等級別職

警察署の課長
課長代理

務区分表中

を

駐在所員

駐在所員

検問所員

駐在所長

駐在所長

検問所長

困難な業務を行う駐在所員

困難な業務を行う駐在所員

困難な業務を行う検問所員

調査官

調査官

広聴官

総括情報官

総括情報官
広聴官

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。